

仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度「カルチャープレナーの創造活動促進事業（カルチャープレナーアワード）」の企画・運營業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託契約締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

4 事業の趣旨・目的

京都市では、京都の強みである文化力を最大限に活かし、文化と経済の好循環の創出に向けた「京都アート・エコシステム」に取り組んでいる。

国においても、文化と経済の好循環の創出に向けた新たな政策展開が図られ、海外でも、文化芸術に投資する事例が生まれるなど、国内外で文化芸術の本質的価値に加え、社会的・経済的価値を重視した施策が展開されている。

こうした中、自分たちの文化、価値観などへの愛着等をエネルギーの起点に、共感者を増やし、文化的遺伝子を残していくことを意図して事業を成立させている人が、「カルチャープレナー（文化起業家）」として注目されている。

カルチャープレナーが創造する価値の新しい評価軸や社会的インパクトを京都から提唱し、文化芸術に投資する新しい潮流を京都から生み出し、「カルチャープレナーの聖地」としての認知を得ることで、京都に創造的な人々が集まり、交わり、定着することを目指す。

5 委託業務の内容

以下に掲げる「カルチャープレナーの創造活動促進事業（カルチャープレナーアワード）」の企画・運營業務を委託する。

（1）カルチャープレナーのリサーチの実施

「カルチャープレナーアワード2026」の開催に向け、全国のカルチャープレナー（海外で活躍するカルチャープレナーを含む）を対象としたリサーチを行い、受賞者の選定を行うこと。なお、受賞者の選定に当たっては、次の点に留意すること。

ア 受賞者の選定方法や、定量的・定性的な審査基準等を作成すること。

イ 審査会やアドバイザリーボード等を編成、調整し、審査を実施すること（審査方法は問わない）。

ウ 審査結果を発表すること。

エ 審査、選定過程を通じて、カルチャープレナーの概念、評価軸、社会的インパクト

についての見える化を図ること。

(2) 京都市内におけるイベントの実施

カルチャープレナーアワードの受賞者等を対象にした京都市内でのイベントを企画し、「カルチャープレナーアワード2026」として実施すること。なお、イベントの企画、実施に当たっては、次の点に留意すること。

ア カルチャープレナーアワードが、個人、企業等の顕彰に留まらず、国内外に向けてカルチャープレナーの概念、評価軸、社会的インパクト等を発信するためのものであることを踏まえて、内容を検討すること。

イ 市内のユニークベニュー等での開催を検討すること。

ウ カルチャープレナー等による新たな事業創発に繋がるよう、全国の多様な人物、ステークホルダー等のイベント参加を調整すること。

エ 協賛金や寄付金の獲得など、今後の事業財源の確保策も視野に入れて検討すること。

オ イベントの実施結果については、情報発信を行うこと。

(3) 情報発信

ア カルチャープレナーアワードの事前告知や実施結果等について、各種メディア（冊子やWeb等）を通じて効果的な情報発信を行うこと。

イ 受賞者等に対して、取材を行い、情報発信すること。なお、取材は、本事業のリーサルチとしての性質を考慮して企画し、実施すること。

ウ 本事業に関する情報発信の効果を高めるための各種メディアへの告知等について、効果的な方法を提案し、実施すること。

エ 京都市の政策やまちづくり等をテーマにした、オリジナル記事を作成、情報発信し、本市のプレゼンス向上に繋げること。

(4) 受託者の企画等との接続

受託者が発行する刊行誌や、主催するイベント等において、カルチャープレナーが創造する価値の新しい評価軸や社会的インパクトの見える化や、京都へのカルチャープレナーの集積、定着に繋がる効果的な情報発信を行うことなどにより、本事業との接続を積極的に図ること。

6 報告書

次に掲げる資料について、委託業務完了後速やかに作成し、電子データで京都市に提出すること。

(1) 業務完了報告書

(2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料

7 支払手続き

- (1) 委託業務完了後、京都市において上記「6 報告書」の内容等に基づき履行を確認したうえで、受託者の請求により支払う。
- (2) 受託者は委託業務に要した経費を報告し、契約締結時の見積金額との差額（剰余）が生じる場合は、変更契約を締結し、契約金額の減額を行うこと。

8 留意点

- (1) 本業務で履行した内容は、すべて本市に帰属するものとする。受託者は成果品を本市の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。ただし、受託者の知的財産を活用した成果の取扱いについては契約書で定めるものとする。
- (2) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、本仕様書に定めのない事項については、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課の指示に従うこと。